

大規模氾濫減災協議会 と 流域治水協議会

北海道胆振総合振興局

水防法改正と大規模氾濫減災協議会制度の創設



背景・必要性

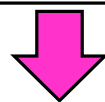
- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「逃げ遅れゼロ」、 「社会経済被害の最小化」 を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

※国土交通省HP 水防法改正の概要（平成29年法律第31号）

地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が
あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要



多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するため、
ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する

水防法：「大規模氾濫減災協議会」制度を創設



●水防法（第15条の10）～大規模氾濫減災協議会～

- 想定最大規模降雨を対象に、被害の軽減に資する取組を推進するための協議会を組織
- 「洪水予報河川」「水位周知河川」を対象

●水防災意識社会再構築ビジョンに基づく都道府県等管理河川での取組について（平成28年10月7日国水河計第78号）

- 平成29年水防法改正前の国土交通省からの通知文
- 地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言
- 水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置
- 「洪水予報河川」「水位周知河川」を中心としつつ、「その他の河川」についても協議会設置の対象

※地方自治法第245条の4（要約）

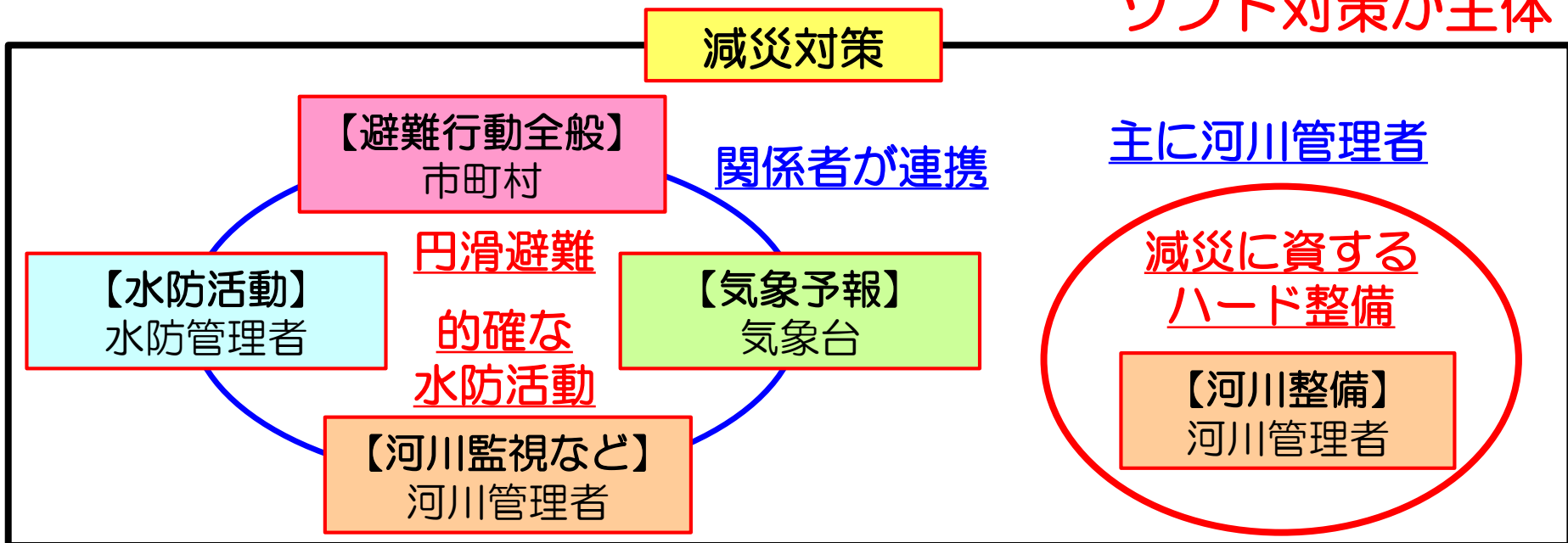
各大臣は、事務の運営その他の事項について適切と認める技術的助言若しくは勧告することができる。

協議会は「北海道管理河川」を対象に設置



想定最大規模降雨による大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から一体的・総合的・計画的に推進

●大規模氾濫減災協議会のイメージ



円滑かつ迅速な避難のための取組（一例）

- 重大災害の発生に備えて「ホットライン」を構築
- 「水害タイムライン」に基づく避難勧告等発令
- 洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・周知
- 危機管理型水位計の整備



地域住民

「逃げ遅れゼロ」



●二級水系における流域治水プロジェクトの推進について (令和2年10月27日国水河計第39号ほか)

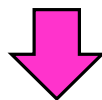
- 国土交通省からの通知文
- 流域全体で水害を軽減する治水対策、「流域治水」への取組
- 北海道が管理する二級水系が対象

【河川管理者が治水対策を行うためには？】

●河川整備計画（河川法第16条の2）（要約）

河川管理者は、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

河川法を根拠とする「河川整備計画」を定めなければならない



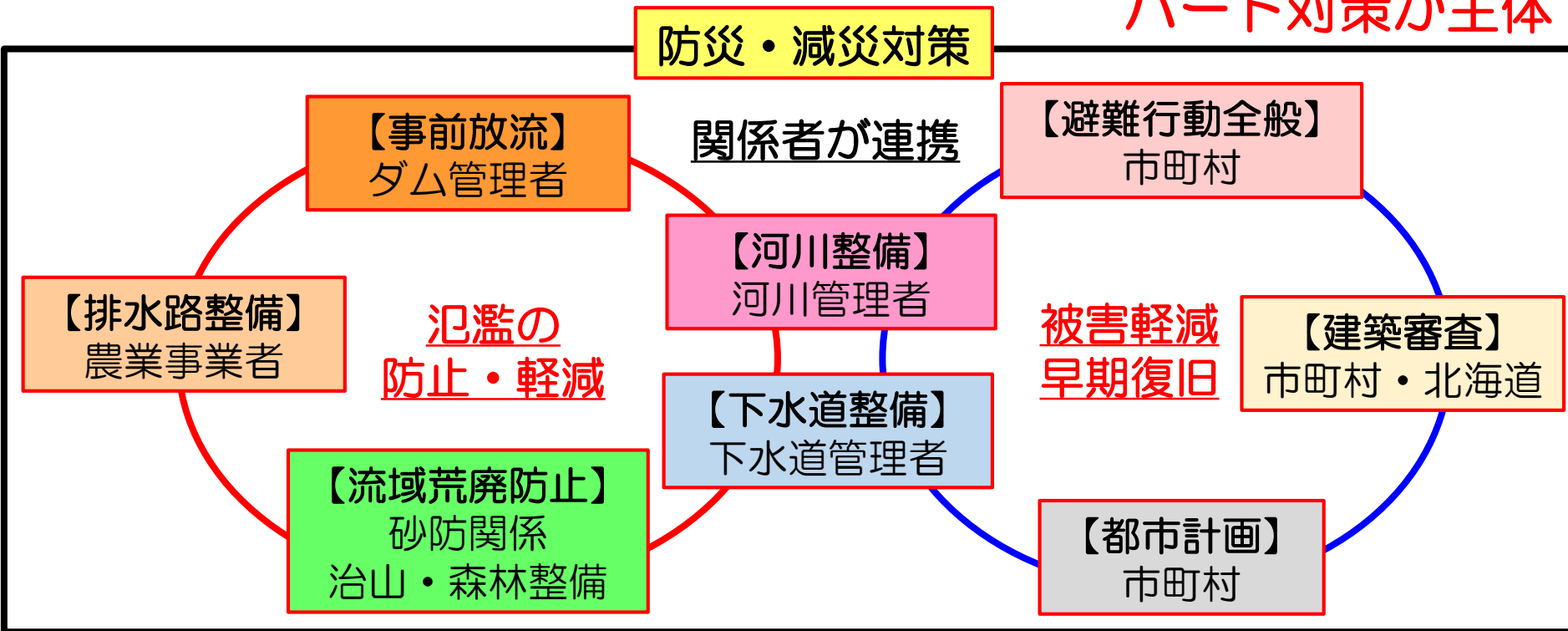
河川整備 = 法定計画に基づき実施するもの

協議会は河川整備計画を有する水系で設置
(優先整備区間の整備が完了している場合は対象外)

水害リスクに備えるため、流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」をハード・ソフト両面から計画的に推進

●流域治水協議会のイメージ

ハード対策が主体



- 河川整備計画規模の洪水については、河川整備による対応を基本とする。
- 気候変動による「降雨量の増大」と「水害の激甚化・頻発化」に対しては、あらゆる関係者が協働して「流域治水」を推進し、防災・減災に努める。